

常勤役員の報酬に関する内規

制定 平成17年9月1日

第1条 この内規は、社団法人 日本メタル経済研究所 定款第16条に係る常勤の役員に支給される報酬について定める。

第2条 報酬とは毎月の給与をさす。

2 報酬の額は年俸とし、その支給額は表1の範囲とし、理事会の同意を得て会長が決定する。

第3条 年俸の内12分の1に当たる額を月次の報酬として毎月指定支給日に支給する。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合は、別の取り扱いによることができる。

第4条 月次の報酬の支給対象となる在任期間は、就任した月に始まり、退任した月に終わる。

第5条 就任した月の報酬の額は、第3条に定める月次の報酬額を基礎とし、就任日からの日割によって計算する。

2 退任した月の報酬の額も、前項に準じ、退任日までの日割によって計算する。ただし、役員が死亡したときは、その月まで報酬を支給する。

3 前2項の規定により報酬を支給する場合（前項ただし書の規定により報酬を支給する場合を除く。）であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎とする。

附則

この内規は、平成17年9月1日以降の常勤役員に対し適用する。